

事業承継時に経営者保証でお困りの皆さまへ

事業承継時に経営者保証を不要とする新たな信用保証制度ができました。

事業承継 特別保証制度



MERIT

1

新旧経営者
ともに
保証人不要!



MERIT

2

事業承継を
予定されている方
のご利用が可能!
事業承継後にご利用
いただける場合もあります



MERIT

3

経営者保証ありの
既存のプロパー
借入金の
借換えも可能!



MERIT

4

経営者保証
コーディネーター※の
確認を受けた場合
保証料が
大幅に軽減!



※経営者保証コーディネーター…事業承継時の経営者保証解除に向けた今後の取組みをサポートする、経済産業省の委託を受けた専門家です。

令和2年4月からお申込み受付開始しております。本制度の詳細は裏面をご覧ください。

国の事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策については
中小企業庁ホームページをご確認ください。

<https://www.chusho.metl.go.jp/kinyu/hosyoukaijo/index.htm>

中小企業庁



SAGA GUARANTEE
佐賀県信用保証協会

事業承継特別保証制度の概要

保証対象	<p>次の(1)または(2)に該当し、かつ(3)に該当する中小企業者</p> <p>(1)保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人</p> <p>(2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの</p> <p>(3)次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。</p> <p>①資産超過であること</p> <p>②EBITDA有利子負債倍率(注)が10倍以内であること</p> <p>(注)EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)</p> <p>③法人・個人の分離がなされていること</p> <p>④返済緩和している借入金がないこと</p>
保証限度額	2億8,000万円(組合等4億8,000万円)
保証割合	責任共有制度
対象資金	<p>事業資金(既存のプロパー借入金(個人保証あり)の借換も可)</p> <p>(ただし、保証対象(2)に該当する事業承継を実施した法人に対しては、事業承継前の既往借入金の借り換えに限る)</p>
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	<p>一括返済の場合 1年以内</p> <p>分割返済の場合 10年以内(据置期間1年以内)</p>
信用保証料率	<p>0.45%~1.9%以内</p> <p>(経営者保証コーディネータによる確認を受けた場合は0.20%~1.15%)</p>
担保	必要に応じて徴求
連帯保証人	不要
貸付形式	証書貸付または手形貸付
貸付利率	金融機関所定利率
申込方法	金融機関経由(与信取引のある金融機関に限ります)
添付資料	<p>(1) 事業承継計画書</p> <p>(2) 財務要件等確認書</p> <p>(3) 借換債務等確認書(既往借入金を借換える場合)</p> <p>(4) 他行借換依頼書兼確認書(他行の既往借入金を借換える場合)</p> <p>(5) 事業承継時判断材料チェックシート(経営者保証コーディネータ関与の場合)</p>

※詳細につきましては、下記へお問い合わせください。



業務統括部 <<保証一課>> TEL:0952-24-4342
 <<保証二課>> TEL:0952-24-4343
 <<経営支援課>> TEL:0952-24-4350

<https://www.saga-cgc.or.jp/>